令和８年（フ）第１４８号
大阪市北区西天満５丁目５－10　西天満レジデンス505、住民票上の住所大阪府岸和田市岡山町1812番地
破産者　中澤　　慧
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
大阪府泉大津市東助松町１丁目２番22号
破産者　尾鼻　　憲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３３７号
大阪府岸和田市別所町３丁目25番12号
破産者　佐藤商店こと　佐藤　有彦
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
大阪府和泉市池上町二丁目11番20－104号、前住所大阪府阪南市自然田273番地の１（B203号）
破産者　小倉奈津実
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２４３号
茨城県水戸市中原町737番地の２
破産者　久保田隼斗
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２９号
茨城県水戸市千波町1799番地の208
破産者　趙　　明鮮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２２９９号
札幌市西区山の手１条12丁目13番１号　山本アパート201号
破産者　鈴木　康太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２０６号
札幌市北区新琴似３条11丁目５番２号
破産者　奥山　裕樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２１１号
札幌市南区石山２条３丁目15番14号
破産者　生水　博昭（旧姓老田）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８号
北海道旭川市西神楽南１条３丁目248番地の61
破産者　山岸　一彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢大手町四丁目17番地
破産者　高橋　朝之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻荒巻横道上60番地　ディアス荒巻Ａ棟101号室、旧住所愛媛県大洲市東大洲361番地　ムーンライトⅡ102
破産者　須藤　知昭
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第１４２４号
仙台市太白区四郎丸字前91番地　スエルテ・ライフ203
破産者　田口亜早美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
宮城県石巻市桃生町寺崎字寺崎41番地６　ブルーベルベットⅡ103号、前住所岩手県一関市真柴字新山８番地127
破産者　齋藤　　歩
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
福島市豊田町４番６号
破産者　佐藤　浩二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１３４号
福島市豊田町４番６号
破産者　佐藤　　恵
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１８５号
茨城県那珂市古徳753番地２
破産者　篠原　琴乃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
茨城県行方市玉造甲6373番地５　クァトレセゾンアーブル101号
破産者　根本　夢海
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４２号
茨城県神栖市波崎9450番地
破産者　伊藤　晃大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部